

公民館運営審議会
第6回定例会

議 事 録

日 時 2020年(令和2年)10月29日(木)
場 所 藤沢市役所本庁舎 8-1, 8-2会議室

公民館運営審議会 第6回定例会 次第

日時：2020年（令和2年）10月29日（木）
午前10時～正午

場所：市役所本庁舎8-1・2会議室

1 前回議事録の確認【資料1】

2 議 題

(1) 令和3年度公民館事業計画基本方針の策定について【資料2・3】

(2) 電子抽選の導入について【資料4～7】

3 その他

以 上

【出席委員】

(委員長) 新實正美 (副委員長) 田中章
大久保政治 吉田勉 青木純子 落合英雄 猪野恭子 森正治 飯島富士男 藤田美友紀
金子節子 岡元敏 於保ミチ子 大島昭彦 田部井由美 三宅裕子 平井史子 窪田園子
清水萬喜子

【公民館】

小川村岡公民館長 大岡湘南大庭公民館長

【事務局】

齋藤参事 井出主幹 田高課長補佐 村田上級主査

***** 午前10時00分 開会 *****

委員長 これより公民館運営審議会第6回定例会を開催いたします。
事務局から、会議の成立及び欠席委員の確認、出席している公民館長、傍聴者、会議の公開・非公開、配付資料について報告をお願いします。

事務局 藤沢市公民館条例施行規則第3条により、審議会の成立要件として委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数20人に対しまして、本日、出席委員19人、欠席委員1人でありますことから、会議は成立しましたことをご報告申し上げます。

本日は山口委員が欠席となっております。

公民館長につきましては、村岡公民館の小川館長と湘南大庭公民館の大岡館長が出席しております。

傍聴者はありません。本日の会議につきましては公開とさせていただきます。

最後に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

委員長 1、前回議事録の確認から進めてまいりたいと思います。
前回の議事録については、事前に事務局から送付がありましたが、内容について何か修正等ありますでしょうか。

それでは、これで確定とさせていただきます。

では、2、議題に入ります。

(1) 令和3年度公民館事業計画基本方針の策定についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、資料2と資料3に基づいて説明いたします。

令和3年度公民館事業計画基本方針については、前回の会議の中で説明させていただいたとおり、基本線はそのまま踏襲し、前回の会議の中でいただいたご意見をもとに、修正して作成しておりますので、ご確認いただければと思います。

資料2をご覧ください。下段の「事業分析について」が、前回、令和元年度の事業報告と自己評価票、それから令和2年度の事業計画を基に、審議会でのご意見をまとめたものです。

いただいたご意見としましては、(1)として、コロナ禍における公民館の必要性の再認識ということで、これは、コロナの中で改めて公民館で集うことの必要性を感じたという内容です。(2)として、ウィズコロナの観点から電子抽選の導入によるICT化をより進めるべきではないかということ。(3)として、時代に合わせて公民館のあり方を再検討していく時期ではないかということ。(4)として、情報格差解消のために、高齢者や子ども対象のICT活用講座等ができるようにしていくことで、より情報格差が解消されて、それが将来的には学力格差や経済格差の解消にもつながっていくのではないかということ。(5)として、新しい生活様式に対応したオンライン会議システム、また動画を活用した事業が、集合講座を持つことが難しい中では必要ではないかということ。(6)として、コロナの影響で十分な活動ができないサークルも多くある状況だからこそ、引き続き継続していくための支援ということも必要ではないかというご意見をいただいております。

これらを基に、今回の策定にあたっては、上段四角の枠の中の5点を大きく修正をさせていただきます。

資料3の2ページの一番上の3、実施事業は基本的に今回修正した部分には下線が引いてありますので、ご確認いただければと思います。1、実施事業の冒頭に、「新しい生活様式」に対応した手法について追加しています。

令和2年度の事業計画には、このような説明がなかったのですが、全ての事業に関わる手法ということで、下線の部分、「なお、令和3年度事業の実施にあたっては、新しい生活様式に対応して、様々な状況の方が参加可能となるよう、対面方式以外の手法も活用した事業を実施する。」を追加しています。既に事業を実施、計画しているものがございますので、例として、ここに遠藤と片瀬と藤沢の事業を紹介しています。

資料2にお戻りいただき、枠の中の2つ目、重点事業「④学びのきっかけづくりとなる新規事業」の説明文に一部追加ということで、資料3の2ページをご覧ください。重点事業「④学びのきっかけづくりとなる新規事業」の中の説明文に、「より多くの市民が公民館の事業に参加できるよう、様々な手法を活用するとともに、」を入れました。これは、より多くの方に参加していただきたいということを反映したものです。

また、資料2の3つ目ですが、重点事業「⑤情報格差を解消するための事業」を追加し、今まで6つだった事業を7つにしております。「子どもや高齢者等、年齢による情報格差が生じないよう、ICTの活用についての講座等を開催する。」ということを新たに加えております。例として、例えばスマホやタブレットの講座、プログラミング、また事業ではございませんが、本日議題にも取り上げる電子抽選の導入も、情報格差を解消するための手法の一つであると考えております。

次に、4つ目、資料3の3ページの一番上の「⑥新たな層の開拓を進める事業」ですが、新たな手法として「オンライン学習を取り入れる等、」という文章を加えております。

次に、5つ目、資料3の4ページ、任意事業⑤に「サークル支援事業」がございます。先ほど事業分析についてのところでもありましたが、コロナ禍においてなかなか活動ができず、解散してしまったサークルがあったり、例えば合唱や吹奏楽は活動に制限がかかってしまい活動できなかったサークルもございました。そのような中で、従来のサークル支援事業をより一層進めていくことが必要と考え、「新型コロナウイルスの影響で活動が停滞しないよう」という一文を加えております。

今回、この5点を大きく変更させていただきましたので、ご協議いただければと思います。

委員長 事業分析に前回の審議会での意見をかなり取り入れていただきました。
各委員からご質問、ご意見、確認したいことはございますか。

大久保委員 大変細かく追加していただいて、ありがとうございます。

資料3の4ページの⑤のサークル支援事業に、「活動が停滞しないよう」とあり、これは大変必要だと思います。各公民館に対して、例えば講師のリストをサークルのメンバーに提供するという具体策を入れていただきたいのですが。

事務局 これは基本方針なので、サークル共催事業をメンバーを増やすためにより積極的に実施するとか、サークル参観日、体験月間についてもより積極的に進めるということを考えています。

大久保委員 ここにある例は前回と全く変わらない内容なので、具体的な施策、例えばボランティア的な人材の周知や相談など、サークルが継続できるようなことをお願いしたいと思います。

サークルが活動を継続する際、困ったときに相談する相手が必要だと思います。担当職員が各公民館にいらっしゃると思いますが、その方たちのミーティングをやっていただき、藤沢市全体の人材の発掘をしていただき、それを公民館に持ち帰って発信できるようにしていただければと思います。

岡元委員 サークル相談は公民館にとって必要な部分なので、相談業務にもっと力を入れていただきたいというのが大久保委員の意見だと思います。そのとおりだと思います。公民館には講師一覧表があったと思いますが、一覧表をもとに講師を切り替えてきた経緯がありますので、必要な事項だと思います。

金子委員 決まった時間の中である程度の相談はできても、実際に動くことはなかなかできません。講師に関しては人材バンクもありますし、公民館に講師名簿があります。ただ、今は講師もネット等で自分のことを紹介している方も多と思います。公民館の職員もこうしたことを理解し、対応できることがとても大事だと思います。

委員長 現場の職員は、自分の人脈をフルに使って、限られた予算の中で工夫していることはよく分かっています。しかし、素晴らしい講座内容でも消費され使い捨て、ということがややもするとあります。ですから、全て情報化、オンライン化される、公民館の講座内容もアーカイブ化されるといいと思います。チラシだけでもデータ化されれば、他館の職員はもちろん、一般の人も活用しやすい形に将来的になっていくのではないかと思います。

三宅委員 実際に活動できない人々のために、講師が情報発信できるような支援ができればいいのではないのでしょうか。例えば華道やヨガなど講師が実際に出向かなくても、オンラインで指導することも考えられます。

委員長 とてもいい支援だと思います。新たにサークルに入る方が増えて、新しい輪が広がると思います。

情報格差を解消するための事業では、ICTを活用するということですが、機器の使い方だけでなく、メディアリテラシーを入れていただきたいです。といいますのは、今回のコロナ禍において、人間は不安になると、善意だとしてもデマが広がったということが多々ありました。この情報は本当に正確なのか、どこが出元なのか、そういうチェックができるよう、メディアリテラシーが今の時代は特に必要だと思います。基本方針に入れていただかなくても構いませんが、口頭でもいいので説明していただけるようにしていただくと非常にありがたいです。

落合委員 実施事業の「⑤情報格差を解消するための事業」の開催はいいのですが、小中学校にはタブレットがすでに入っているということも聞いています。公民館では、以前情報格差解消の講座をやったときに、持ち寄った機種の種類が違って、初心者とそうでない人との差があって大変だったと聞いています。小中学校に負けないでとは言いませんが、ICT講座においては物的支援をぜひお願いしたいと思います。

事務局 物的支援というと、具体的に機器を用意するということでしょうか。

落合委員 購入してほしいということではないのですが、姿勢だけでも示していただきたいと思います。

事務局 物的な支援はすぐには難しいところがあります。今年度はリモートでの開催をどうやって行ったらいいいのかというところからスタートした経緯がありました。まだ公民館にリモートが浸透していない部分がある一方、生涯学習総務課は知らなくても公民館側がどんどん進めている部分もありますので、全館で情報共有ができるような仕組みや、どうやったら基本方針の項目に当てはまるようなことができるのかということを、担当者会議等機会を捉えて検討していきたいと思います。

また、すでにスマホ講座等を行っている公民館はあり、事業者からレンタルするといった機器の準備はできています。情報交換しながら、迷わずに受講できる体制をつくっていければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

落合委員 ありがとうございます。顔を見なくて遠くで話すことが日常的になると、やはり人と会って話すことは楽しいと感じます。オンラインと対面は全然違いますので、集まることは駄目といった形にならないよう、制度や仕組みを支援、企画していただきたいと思います。

委員長 現場はコロナ対応だけでも大変なのに、急にオンライン化することで負担をますますかけるようなことになると、現場で疲弊が起こると思いますので、緩やかに変化していけるといいと思います。

公民館は昔無料で使用できましたが、時代の流れで受益者負担という形になりました。時

代に応じて公民館は変化していくもので、コロナ禍においてオンライン学習は必要だと思います。しかし、寺中構想の時代から変わってはいけないもの、守っていかなくてはならないものもあると思うので、落合委員がおっしゃったように、やはり人が集う、顔が見えるという基本を大切に、新しい状況に応じて変化していきたいと思います。

事務局 先ほど大久保委員、岡元委員、金子委員がおっしゃった、人材や講師の問題のところでは、公民館の講師名簿は現在もあり、各公民館の職員で共有をしております。それとは別に、先ほど委員長からもありましたアーカイブというところでは、生涯学習人材バンクというものがあまして、今、300人弱の講師の方が登録しております。その講師の方々の動画を撮って、生涯学習活動推進室でユーチューブ上にチャンネルを作り、現在10名程度の講師が1分動画で活動内容の紹介をしております。講師の情報については、公民館職員の研修でもシェアをしておりますので、サークル支援にもつなげてまいりたいと思っています。

委員長 では、基本方針については公民館運営審議会の意見は反映されているということでお願いいたします。この後の取扱いについては、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 基本方針については、館長会議で示した後、各公民館に周知してから来年度の事業計画の策定に入ります。今回主に情報格差の解消のところとサークル支援についてご意見をいただきましたので、これらのご意見を重視して計画を立ててほしいということを伝えたいと思います。ありがとうございました。

委員長 それでは、議題（2）電子抽選の導入について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 電子抽選導入の進捗につきましては、前回も貴重なご意見を頂戴いたしております。前回の審議会以降に決定した部分もございますので、そこも含めて改めて説明させていただきます。

資料4、「公民館使用申請方法の変更について（案）」をご覧ください。

1枚目の四角の中が主な変更点となっております。変更日としましては、2021年3月20日からとしており、その下の主な変更点の1にあるとおり、2021年6月分の電子抽選の申込みのスタートの日となります。電子抽選が始まりますと、現在行っている抽選会が廃止となります。また、この電子抽選によって申込みのできる部屋は、団体登録をした公民館のみとさせていただきますと思っています。

主な変更点の2、窓口での申請を廃止とありますが、電子抽選への移行に伴いまして、窓口での紙での使用申請は原則廃止といたします。電子抽選への変更日である3月20日以降に申請をする4月分や5月分の随時予約も、この日にち以降は電子での申請をしていただきたいと思いますと考えております。

括弧書きで保育室申請の一部とあるのは、現在の運用では、使用する日の属する月の2か月前の初日から14日までは、ほかの部屋を活動で使ったときに付随して保育室を使う使用方法が優先となります。そのため、電子抽選にはなじまない諸室になりますので、紙の申請がどうしても残ってしまいます。また減免申請、当日急遽使用したいといったような当日の

使用申請は、引き続き窓口で紙での取扱いが例外で残るような形を考えております。

3の公民館使用には団体登録が必要というところについては、使用申請を原則電子で一本化しますので、これまで団体登録せずに使用ができていた、いわゆる単発利用団体にも登録をお願いしまして、登録番号を付与してシステムから申請をしていただくという方法を取りたいと思っております。

ここまでが主な変更点となります。1枚目の下からは、細かな部分やこれまでと運用の変更がない部分もありますので、省略しながら説明をさせていただきます。

電子申請についてですが、1の申請前の準備ということで、先に団体登録をしてくださいということを記載しております。

裏面に移りまして、2はインターネットからの申請になることの説明です。公民館、スポーツ施設、本庁舎5階に街頭端末が置いてありますが、基本的には、開館する8時半から閉館時間までであれば使用できます。

次に、電子抽選の方法です。申込みの期間が使用日の属する月の3月前の20日から末日までとなりますので、長くて31日まで、一番短くて2月28日となります。

申込みの方法は、1つ目として申込みができるのは登録館の部屋のみ、2つ目として申込みの際は優先順位を設定していただく、3つ目としては、12区分まで申込みをできるようにします。ただし、連続で申込みができる区分は2区分までと考えております。当選区分数は合計8区分までなので、12区分申込みをしたとしても、最大で8区分までしか当選しないということになります。

抽選日は、使用日の属する月の2月前の1日ということで、現在抽選会を集合で行っている日に機械上で抽選を行うという形になります。

2枚目に移りまして、6の抽選結果の確認についてです。1日に抽選をシステム上で行いますので、その日のうちに結果が出ます。深夜から早朝にかけて、この処理をしようと考えており、午前8時30分から結果の確認としておりますが、変更の可能性があるので、早急に詰めていきたいと思っております。申込みをした団体は、パソコン、携帯電話、スマートフォン、もしくは街頭端末等で確認をしていただくこととなります。

7のキャンセルは今までと同様の取扱いなので割愛をさせていただきます。

電子抽選後の空き部屋の先着申請、いわゆる随時の申請については、使用日の属する月の2月前の2日からとなります。1日は確認だけ、2日以降に随時予約を受け付けるという形にしたいと思っております。

2の申請の方法は現在と変わりありません。どれほどの方が街頭端末を使用して確認や申込みをするのかが分かりかねますが、街頭端末に並ぶよりはご自身のパソコン、スマートフォンで申請したほうが早い、並ばなくていいと考えられると思います。最初は街頭端末を使用される団体もあるかもしれませんが、利用者の方にご説明をしながら、徐々にご自身がお持ちのものに移行していただければと考えております。

申請の可能区分数は現在と変わりませんので、割愛をさせていただきます。

申請のスケジュールを図で表したものが2枚目の裏面となります。

続きまして、資料5は電子抽選導入に向けてのスケジュールを記載しております。本日の公民館運営審議会で報告し、来週、11月2日の抽選会のときに、利用団体に電子抽選に変わるという案内をさせていただく予定です。これが利用者にとって初めて知る機会になります。

すので、今後の変更部分を中心に、今説明した資料4を抜粋した資料6の内容をご案内したいと考えております。

その後、12月1日の抽選会の際には、もう少し細かい資料4のような内容と、資料7抽選申込の操作方法ということで、画面のイメージを公民館のバージョンに修正したものを併せてご案内をしたいと考えております。

この変更についてと操作方法をご覧いただき、お分かりいただけるとは思いますが、なかなかこれだけでは分からないという方も多くいらっしゃることを想定しておりますので、来年、2021年の1月から3月の頭にかけて、各公民館の利用者を対象に説明会を開催したいと考えております。おおむね各館1回から2回、合計で22～3回になると思いますが、私どもから説明をさせていただく予定でおります。それが資料5の利用団体への説明会という矢印で書いてあるところになります。

説明会を聞いても、ちょっと不明な点がある、分からないところがあるという場合には、各公民館の担当者をはじめ、生涯学習総務課のほうにご連絡、ご質問をいただきながら、なるべく不安を取り除いていきながら、移行ができるようにしたいと考えております。

委員長 説明の内容に対してのご質問はございますか。

大久保委員 まず1つ目ですが、20日が土曜日、日曜日、休日となる場合もあると思いますが、一切関係なく公民館の街頭端末の使用はできるということでしょうか。また、稼働も8時半からでしょうか。土日祝日が関係ないのであれば、関係ないと明記されたほうがいいのかと思います。

2つ目の質問ですが、誰もパソコン、スマホを持っていないという団体の方がお困りになると思いますが、その方たちに対するサポート、特に20日や21日等日にちを限ってとか、最初の3月、4月については、職員が街頭端末等に張りついて説明をされたほうがいいのかと思いますが、何かお考えがあるのでしょうか。

事務局 3月20日は土曜日ですが公民館の開館日です。部屋貸しもしており、街頭端末も使用ができます。土日祝日関係なく街頭端末の使用ができるようになっておりますので、停電や施設のメンテナンス等で使えない日以外は、基本的には年末年始を除いて大丈夫とお考えください。

2点目ですが、先ほど説明会をこれから開催するという話をさせていただきました。前回の審議会でも、デモ画面を見ていただき、皆さんにも確認していただきましたが、ただ説明を聞いただけでできるようになる方はいらっしゃらないと思います。そのため、窓口で紙申請される方がいらっしゃったら、街頭端末を案内し、紙申請から徐々に電子申請へ移行できるような説明を行うことを想定しています。

街頭端末の画面は、スマホやタブレット、パソコンの画面と同じですので、慣れていただいて、3月20日に街頭端末を触るのは初めてという方がいないような形にしていきたいと思います。ただ、3月20日が土曜日ということもありますので、その時点の浸透度がどのぐらいかを判断して、必要があればフォローするために職員が出勤するということも考えていかなければいけないと考えています。

吉田委員 街頭端末は1公民館に1台なのか2台なのか、総数を教えてください。

事務局 1公民館1台設置しています。

岡元委員 11月2日に利用団体の方に説明した時に、その段階で皆さんがどう思うか。公民館運営審議会の委員の皆さんは、今までの議論の中でやっていく必要性を理解していますが、はい、分かりましたと最初から理解できる団体がどのぐらいあるかだと思います。電子抽選をやりたくない団体に対しては、職員が説得することになると思いますが、職員がどの程度説明ができるのか。職員が理解していないと納得してもらえないような説明ができないと思うので、その辺についてお伺いしたいと思います。

事務局 職員には、先日Zoomを使って検討会議を開催し、12月1日までの間にも、内容について共有し、説明をしていただくような形にしていきたいと考えています。資料6の内容についてまでは職員と共有できているものと考えています。

岡元委員がおっしゃったように、団体によってはこんなのは無理だとか、できないというご意見があるかもしれませんが、神奈川県内で抽選会をやっているのは藤沢市だけで、他市はもう既に電子抽選となっていて、そういう条件下でお使いいただいています。利用者の皆様に、ITの利活用という視点も含めて必要なことだということでご理解をいただくように説明させていただきたいと思います。

清水委員 前回も申し上げたのですが、私たちのグループも高齢者が多くて、80歳を過ぎて、携帯も持っていない人がいます。電子抽選になると、グループ内の若い人にどうしても責任が行ってしまいます。ですので、3か月分を一遍に取れるような形にさせていただければ、とっても楽だなと思っています。

事務局 確かに、数か月まとめて取れば楽という部分は、お気持ち的には分かるころではありますが、逆に3か月に1回となると、抽選日を忘れる方が多くなる可能性もあります。毎月コンスタントにやった方が、電子機器の使い方等もだんだん覚えていただけるのではないかと思います。システムのにも難しいので、今までどおり毎月とさせていただければと思います。

於保委員 希望なのですが、土曜日と日曜日に出る職員も街頭端末の使い方が指導できるようお願いしたいと思います。

窪田委員 現在団体登録をしないで抽選会に出ている町内会やPTAは、団体登録して申請するように進めていくのでしょうか。

事務局 単位自治会や町内会、PTAについては、館によって若干取扱いの違いはあるかもしれませんが、今までは確かに単発利用という形をとっていたと思いますが、今後は紙申請ができ

ないので、必ず団体登録をしていただきます。

現在通常のサークルは、団体登録の際に会則や名簿を提出していただきますが、明らかに構成メンバーが市内在住の人である場合、今回ご質問にある町内会やPTAは、館長の判断で名簿の提出等を省略した単発利用という形をとっています。しかし、今後は1年に1回の使用でも団体登録は必要となります。登録カードは団体内で引き継いでいただきたいと考えています。単発利用時も申請書を提出していただいていますので、手間としては団体登録となっても大きくは変わりませんし、電子抽選にも自動的に参加できます。

単発利用団体に対しては、窓口にいच्छる際に、今後は団体登録が必要という案内とともに、3月20日からの申請には団体登録が必要なので、6月分の部屋を申請するのであれば団体登録をしておいてください、という案内をしていきたいと考えています。

猪野委員 3月からの実施前に各館へ説明に行かれるということですが、そのときに、できればシミュレーションができるような環境をつくっていただきたいと思います。窓口にいच्छった方に端末で説明するというのも大事だとは思いますが、そういう方策もぜひよろしくお願いいたします。

金子委員 団体登録の手続は土日ではできませんよね。そうすると、事前に平日に行って団体登録をして、土日に使うということでしょうか。

事務局 はい。

委員長 シミュレーションできると理解が早いというのは本当ですね。子どもはデジタル機器を使いこなしていますが、年配者ほど慎重に支援をしていただけるとありがたいです。

平井委員 団体登録は土日対応しないということを周知した方がよろしいかと思います。また、1年に一回使用する単発の方が突然来て、登録が必要と言われてすぐに登録手続というのは難しく、申請から1週間ぐらい時間をいただいていたのですが、即時登録はできるのでしょうか。

事務局 団体登録をしてカード発行までは、決裁を取るために一定の期間が必要になってくると思います。周知については、抽選会だけでなくホームページにも掲載して案内する予定です。しかし、必ず見ていただけるとは限らないので、もしかしたら、抽選会をやるとして4月1日に来られる可能性は十分考えられます。ただ、周知期間を5か月ぐらいかけますので、全ての単発利用の方に連絡を取るということには行わない予定です。ご理解いただきたいと思います。

副委員長 電子抽選への移行期間にポスターのようなものを作って貼っていただき、新年度から公民館の使用申請の方法が変更になります、公民館は順次各団体に対して説明会を行っていきませんが、もしご不明の点やご要望等ありましたら、月曜日から金曜日の間に担当者までお問合せください、と記せば親切ではないかと思います。一つ要望です。

岡元委員 田中委員が言われたように、周知するためにはポスターが必要です。それと、団体に説明会を行うのであれば、日付欄を設けた大きいポスターを作っていただいて、来年度から変わります、受付方法が変わりますという周知は、ぜひやっていただきたいと思います。

飯島委員 団体登録カードは各団体で1枚持つわけですね。多くの団体に属して複数枚カードを持つ場合、自分で持っていないといけないのか、センターに預けていいのか。いろいろな会の会長をやっているのですが、全部自分が預かると分からなくなってしまうので。

事務局 カードの取扱いについては、必ず代表者の方がお持ちいただくとは限らないと思うので、どなたか責任持って、例えば部屋を取る方がお持ちいただくということで構いません。ただ、抽選会のようにカードを持ってこない申請できないということではないので、今後は登録手続の変更とか代表者の変更といったときにカードをお持ちいただくこととなります。

委員長 周知の方法に関しては、できたら市の広報で市民全員に行き渡るようにしていただきたいです。公民館に行かれない方でも理解できるようにしていただきたいと思います。
片瀬の郷土づくり推進会議から早い段階で電子抽選導入のお願い等々をされていたので、落合委員から片瀬公民館のご意見があればお聞かせください。

落合委員 片瀬地区は、市内でも有数の高齢者地区なので、サークル活動も高齢化が進んでいます。この前職員に話を聞いたところ、電子抽選のほうが楽し、活動が活発になり集いやすくなるということであれば、よかったのではないかと話していました。周知については、先ほどから出ているように、操作に関する丁寧な説明が必要だと思っています。
歓迎しているといいますか、進んでいただけることには感謝しているというお話を伺っています。

委員長 ありがとうございます。次回の審議会で、電子抽選導入における現場の状況等の様子なども含めて、経過報告を事務局からいただければと思いますので、よろしく願いいたします。
それでは、3、その他に移ります。事務局よろしく願いいたします。

事務局 2点ほどご連絡をさせていただきます。
1つ目が、例年行われている公民館長・職員等研修会、公民館長や公民館運営審議会の委員を対象とした神奈川県公民館連絡協議会主催の研修会ですが、今年度は合同書面開催という形になりました。研修の資料が神奈川県から送られてくる予定ですので、届きましたら配付させていただきます。
2点目が、第62回神奈川県公民館大会です。毎年、1月下旬に行われている大会で、今年度のテーマが「少子高齢化等人口減少時代における公民館の役割」で、現在開催予定ですが、コロナ禍における開催となるので、例年に比べて規模を縮小し、時間も短くして開催をすることになっています。日時は1月29日の金曜日の午後に予定されていますが、今回規模縮小に伴い、公民館関係職員のみ参加となる旨の連絡が来ておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。内容は表彰と基調講演、場所は小田原市で、今年度は1時

間20分程度で全て行うため、大分簡素なものになると思います。よろしくお願いいたします。

委員長 委員の皆様から何かございますか。

岡元委員 皆様のお手元に「ぜんぎょうギャラリー」というチラシをお配りいたしました。今年は公民館まつりを行わないため、その代替として行うものです。各公民館も代替で何かやられていると思うのですが、うちの特徴は、各地域団体の活動をパネル展示します。発表が可能なサークルについては、写真等ですが展示を行います。それと、公民館サークル一覧表を貼り出し、現在募集しているサークルについて掲示しています。

善行公民館は新しくなりましたのでPRさせていただきます。ぜひ一度、おいでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。次回の審議会で、各館の公民館まつりの代替について、事務局からご報告いただけるとと思いますので、よろしくお願いいたします。

於保委員 資料で西暦と和暦が混在しますが、西暦に統一するということではできないのでしょうか。

事務局 市では、市民の皆さんへの通知等については併記、庁内の文書については西暦だけというルールになっております。そのほかにも国の法律の中で決められている部分もありますので、よろしくお願いいたします。

大久保委員 先ほどの電子抽選の件ですが、経験から思うのですが、デモンストレーションをパソコン上で示しても、高齢者にはできない人がいるということを理解していただきたい。そうした方や理解が難しいサークルへのボランティアを募って、どうサポートするかということをご検討すべきだと思っています。

委員長 ありがとうございます。年配者のご家族のサポートがある場合もありますが、そうではないときは、公の一般の方のサポート体制があるとありがたいと思います。

副委員長 私が所属している町内会で、回覧板を廃止しようということになりました。全ての方にメールアドレスを登録していただくか、LINEを登録してもらおう。ただIT弱者の方もいらっしゃいますので、そういう方には紙で今までどおりやるとしたところ、10世帯で1世帯を除いてそれでいいということになりました。そういった時代になっています。

ただ、大久保委員も言われるように、IT弱者に対するサポートは重要だと思いますが、ITのメリットはあるわけで、やろうと思えばできる人もいます。メリットとしては、例えば行方不明になってしまった場合に、GPSが機能して分かるということもあるし、市の災害情報もすぐ届くことがあります。メリット、デメリット両方ありますが、基本的にはITを進めていくのがいいのではないかと考えております。

デメリットとしては、不慣れな方がスマホを持っていると、詐欺に巻き込まれてしまうと

というようなこともあるので、そういった危険性を周知することも同時にやらないといけない。いろいろ便利な時代ではありますが、いつも危険とは隣り合わせになっているということを最近はつくづく実感している次第です。

委員長 では、本日ご出席いただきました公民館長からご挨拶いただければと思います。
まず、村岡公民館の小川館長からよろしく願いいたします。

村岡公民館長 村岡公民館の館長を務めております小川でございます。

来年度に向けての事業計画の基本方針、それから電子抽選の導入について、皆さんのそれぞれのお立場からの意見を拝聴できたことは、非常に貴重な経験でした。

現場のほうでもコロナウイルスの影響がこれほど長引くとは正直思っておりませんでした。非常事態宣言発令中と比べれば、少しずつ規制等も緩やかになってきていますが、現場として一番注意をしたいのは、公民館におけるクラスターです。

一方では、地域の皆さんから集まって顔を合わせて話ができる場が欲しい、というお声も頂戴している中で、サークル活動等は6月以降徐々に再開していますが、公民館事業の打ち方、内容等を含めて、職員も非常に頭を悩ませているというのが実情です。そんな中で今日お話を伺っていて、相反する諸条件もあるかと思いますが、折り合いをつけられるような手法を、頭をひねりながら考えていかないといけないと思っています。

I C Tの話もありましたが、ウェブですとか、Z o o mですとか、動画ですとか、いろいろ手法は出ていますが、今までやっていた事業が果たしてそれで全て代替が利くかということ非常に難しい部分もあろうかと思っています。メニューに応じて、できるだけ皆さんのご要望、ご期待にお応えできるような公民館事業の仕立て方を考えていきたいと思っています。

電子抽選の導入については、非常に悩ましいところがあり、来週の2日には、初めて地域の皆さんにこの内容をご案内していくことになります。当然、疑問に思われる方はいらっしゃるし、不安に思われる方もいらっしゃるかと思います。職員も知識の向上に努め、できるだけ丁寧なご案内をさせていただくのが私どもの役目だと改めて認識いたしました。

電子抽選の趣旨をお話しすれば、ご理解はいただけるものと思っていますが、制度変革時の産みの苦しみといいますか、皆さん、不安な部分というのはどうしてもあると思うので、そういったところはデモ画面などで少しでも早く慣れていただけるように、職員のほうも丁寧な案内に努めてまいります。

皆さんのお話を伺う中で、私自身、非常に参考になる部分がありました。どうもありがとうございました。

委員長 小川館長、ありがとうございました。
それでは、湘南大庭公民館の大岡館長、よろしく願いします。

湘南大庭公民館長 湘南大庭公民館の館長の大岡と申します。よろしく願いします。

来年度の公民館の事業計画の基本方針、7つの重点事業と6つの任意事業ということで、これを来年度実施していくためには、現場としても頑張らなければと思っています。

資料2の事業分析の中で、時代に合わせた公民館のあり方という言葉が出ていまして、こ

れをどのように解釈していけばいいのだろうとずっと考えていて、少し先に行くことをやるのが時代に合うということなのか、それこそタイムリー、オンタイムなものをやるということなのか。あるいは、遅れを少し取り戻していくというようなことなのか、誰一人取り残さないということなのか、その辺をまだ自分の中で解釈して咀嚼しきれていないところがあるので、日々考えていきたいと思っています。

既存サークルや団体の継続性みたいなお話が多かった印象を受けております。そういったことも踏まえて、職員と公民館のあり方を一緒に考えて進めていければと思っていますので、よろしくをお願いします。

委員長 大岡館長、ありがとうございました。

以上で公民館運営審議会第6回定例会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ご協力ありがとうございました。

以上

***** 午前11時46分 閉会 *****